

## 発行者情報

- 【表紙】
- 【公表書類】 発行者情報
- 【公表日】 2023年12月28日
- 【発行者の名称】 株式会社はなホールディングス  
(HANA HOLDINGS Co.,Ltd)
- 【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 加藤 義人
- 【本店の所在の場所】 愛知県名古屋市中区丸の内一丁目5番28号  
伊藤忠丸の内ビル8階
- 【電話番号】 052-212-7525 (代表)
- 【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 新美 隆史
- 【担当J-Adviserの名称】 株式会社日本M&Aセンター
- 【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】 代表取締役社長 三宅 卓
- 【担当J-Adviserの本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
- 【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】 <https://www.nihon-ma.co.jp/groups/ir/>
- 【電話番号】 03-5220-5454
- 【取引所金融商品市場等に関する事項】 東京証券取引所 TOKYO PRO Market  
なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりであります。  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
- 【公表されるホームページのアドレス】 株式会社はなホールディングス  
<https://hd.hanahoiku.co.jp/>  
株式会社東京証券取引所  
<https://www.jpx.co.jp/>
- 【投資者に対する注意事項】
- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
  - 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
  - 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO

Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

## 第一部【企業情報】

### 第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

## 第2【企業の概況】

### 1【主要な経営指標等の推移】

#### 連結経営指標等

回次	第2期中	第1期
会計期間	自 2023年 4月1日 至 2023年 9月30日	自 2022年 10月4日 至 2023年 3月31日
売上高 (千円)	1,012,671	912,388
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△13,623	75,422
親会社株式に帰属する中間(当期)純利益又は親会社株式に帰属する中間(当期)純損失(△) (千円)	△8,633	48,443
中間包括利益又は包括利益 (千円)	△8,633	48,443
純資産額 (千円)	273,010	281,644
総資産額 (千円)	791,259	857,881
1株当たり純資産額 (円)	1,365.05	1,408.22
1株当たり配当額(うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)
1株当たり中間(当期)純利益又は1株当たり中間(当期)純損失(△) (円)	△43.16	242.21
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	-	-
自己資本比率 (%)	34.5	32.8
自己資本利益率 (%)	△3.1	18.8
株価収益率 (倍)	-	-
配当性向 (%)	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	71,934	85,492
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△83,241	△23,230
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△36,043	△71,452
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	239,099	286,450
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	249 (271)	210 (219)

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、2022年10月4日設立のため、前中間連結会計期間以前に係る記載はしておりません。

3. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、第1期は潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第2期中間期は潜在株式が存在しないため、また、1株当たり中間純損失であるため、記載しておりません。

5. 株価収益率については、第1期は当社株式が非上場であったため、また第2期中間期は1株当

たり中間純損失であるため、記載しておりません。

6. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
7. 株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、第1期の連結財務諸表及び第2期中間期の中間連結財務諸表については、かがやき監査法人により監査及び中間監査を受けております。

## (参考情報)

当社は、2022年10月4日に株式移転により、株式会社はな保育の完全親会社として設立されました。

株式移転前の保育事業の統括会社であった株式会社はな保育の個別財務諸表が、当社グループの状況により反映すると思われるため、参考として株式会社はな保育の2021年9月期、2022年9月期、2022年3月期の主要な経営指標等と、株式会社はな保育の第11期中間財務諸表（2022年4月1日～2022年9月30日）と株式会社はなホールディングスの第1期連結財務諸表（2022年10月4日～2023年3月31日）を合算した場合の主要な経営指標等を記載いたします。

回次	(株)はな保育 第10期中	(株)はな保育 第11期中	第2期中	(株)はな保育 第10期	(株)はな保育 第11期中間 と(株)はなホ ールディン グス第1期 の合算
会計期間	自 2021年 4月1日 至 2021年 9月30日	自 2022年 4月1日 至 2022年 9月30日	自 2023年 4月1日 至 2023年 9月30日	自 2021年 4月1日 至 2022年 3月31日	自 2022年 4月1日 至 2023年 3月31日
売上高 (千円)	608,121	794,549	1,012,671	1,390,034	1,706,938
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△14,495	△16,747	△13,623	77,337	58,674
親会社株式に帰属する中間 (当期)純利益又は親会社株 式に帰属する中間(当期)純 損失(△) (千円)	△9,402	△12,473	△8,633	70,090	35,970
中間包括利益又は包括利益 (千円)	△9,402	△12,473	△8,633	70,090	35,970
純資産額 (千円)	166,181	233,200	273,010	245,674	281,644
総資産額 (千円)	626,424	781,427	791,259	764,259	857,881
1株当たり純資産額 (円)	830.90	1,166.00	1,365.05	1,228.37	1,408.22
1株当たり配当額(うち1株 当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり中間(当期)純利 益又は1株当たり中間(当 期)純損失(△) (円)	△47.01	△62.36	△43.16	350.45	179.85
潜在株式調整後1株当たり中 間(当期)純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	26.5	29.8	34.5	32.1	32.8
自己資本利益率 (%)	△5.5	△5.2	△3.1	33.3	13.6
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	130,192	24,079	71,934	251,000	109,572
投資活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	△80,731	△29,464	△83,241	△148,548	△52,694
財務活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	△35,291	74,116	△36,043	△53,763	2,664
現金及び現金同等物の中間期 末(期末)残高 (千円)	195,509	295,641	239,099	226,908	286,450
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	159 (193)	205 (211)	249 (271)	150 (203)	210 (214)

- (注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。
2. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、株式会社はな保育第10期及び株式会社はな保育第11期中間と株式会社はなホールディングス第1期の合算は潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、株式会社はな保育第10期中間期、第11期中間期及び株式会社はなホールディングス第2期中間期は潜在株式が存在しないため、また、1株当たり中間純損失であるため、記載しておりません。
4. 株価収益率については、株式会社はな保育第10期、第10期中間期及び第11期中間期は株式会社はな保育が非上場であったため記載しておりません。また株式会社はな保育第11期中間と第1期は当社株式が非上場であったため記載しておりません。また、第2期中間期は1株当たり中間純損失であるため、記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は平均人員を( )内に外数で記載しております。
6. 株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、株式会社はな保育の第10期及び第11期(中間)の財務諸表については、かがやき監査法人により監査を受けておりますが、第10期(中間)については当該監査を受けておりません。また、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、株式会社はなホールディングスの第1期及び第2期(中間)の連結財務諸表については、かがやき監査法人により監査及び中間監査を受けております。
7. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を株式会社はな保育第10期の期首から適用しており、第10期以降に係る主要な経営指標等については収益認識会計基準等を適用した後の指標等となっております。
8. 株式会社はな保育は、2022年5月16日付で普通株式1株につき10,000株の割合で株式分割を行っておりますが、株式会社はな保育の第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

## 2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、関係会社の異動はありません。

## 4【従業員の状況】

### （1）連結会社の状況

2023年9月30日現在

従業員数（人）
249（271）

（注）1．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員等を含む。）は、当中間連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2．当社グループは、保育事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

### （2）発行者の状況

当社は純粋持株会社で従業員はおりませんが、受入出向者の情報について以下に記載します。

2023年9月30日現在

従業員数（人）
6（1）

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員等を含む。）は、当中間連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

### （3）労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は安定しております。



### 第3【事業の状況】

当社は、2022年10月4日に単独株式移転により株式会社はな保育の完全親会社として設立されたので、前年同期との対比については記載しておりません。

#### 1【業績等の概要】

##### (1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が第5類に引き下げられ、行動制限が緩和されたことで経済活動が正常化に向かう一方、ウクライナ情勢の長期化・円安によるエネルギー価格や物価の高騰により、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような情勢の中、保育業界におきましては、厚生労働省が発表した人口動態統計（速報値）において2023年上半期（1～6月）の出生数が37万1,052人と2年連続で40万人を下回り、少子化に歯止めがかからない状況の中、2023年4月に「こども家庭庁」が設置され、こどもに関する取組・政策の司令塔が一本化されました。また2023年6月には政府から「こども未来戦略方針」が発表され、2030年までに少子化トレンドを反転するべく少子化対策がより一層強化されることになり、その中で「幼児教育・保育の質の向上」や「全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充」といった保育事業に関する取り組みも掲げられており、保育事業の役割はますます重要性が高まっていくものと考えられます。

こうした状況の下、当社グループにおきましては、保育サービスの需要の高まりに応えるべく施設整備に取り組み、当期において認可保育園1施設を新たに開設するとともに、持続的な成長と更なる収益拡大に向けて企業・病院等が設置する保育施設や公立保育所の新規受託に向けた営業活動にも注力し、当期において6施設の運営を新たに受託いたしました。

これらの結果、当中間連結会計期間の売上高は1,012,671千円、営業損失は10,806千円、経常損失は13,623千円、親会社株主に帰属する中間純損失は8,633千円となりました。

なお、当社グループの主要事業である保育事業は利用者の入所時期の特性から4月の利用者が最も少なく次第に増加する傾向にあり、売上も同様の推移になるため、上半期と下半期の業績に季節的変動があります。

また、当社グループの事業セグメントは保育事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

##### (2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は、前連結会計年度末に比べ47,350千円減少し、239,099千円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの主な要因は以下のとおりであります。

##### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、増加した資金は71,934千円となりました。これは主に、補助金の受取額47,250千円、未払費用の増減額25,954千円等によるものであります。

##### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、減少した資金は83,241千円となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出57,136千円、長期前払費用の取得による支出20,685千円等によるものであります。

##### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、減少した資金は36,043千円となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出25,280千円、社債の償還による支出8,500千円等によるものであります。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当社グループは生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

### (2) 受注状況

当社グループは受注生産を行っていないため、該当事項はありません。

### (3) 販売実績

当中間連結会計期間の販売実績は、次のとおりであります。なお、当社グループは保育事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。また、当社グループが営む保育事業では販売実績という定義は実態にそぐわないため、売上高で表示しております。

事業の種別	売上高(千円)
保育事業	1,012,671
合計(千円)	1,012,671

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 主な相手先別の売上実績及び当該売上実績の総売上実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	当中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	
	売上高(千円)	割合(%)
名古屋市	371,240	36.7
一宮市	101,824	10.1

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

### 4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または2023年6月30日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」について、重要な変更はありませんが、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

担当J-Adviserとの契約の解除に関する事項について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査および株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約（以下、「J-Adviser契約」とします。）を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは株式会社日本M&Aセンター（以下、「同社」とします。）であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1か月）を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

＜J-Adviser契約上の義務＞

- ・特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、同社がJ-Adviserの義務を履行するために必要な協力を行うこと
- ・取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他同社が必要とする資料等を遅滞なく提出すること
- ・必要に応じて特例及び特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、当社はその指導及び助言に従って行動すること

＜J-Adviser契約解除に関する条項＞

当社（以下、「甲」とします。）において下記の事象が発生した場合には、株式会社日本M&Aセンター（以下、「乙」とします。）からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

#### ① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下、「産活法」という。）第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）、産業競争力強化法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続

による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の

(a)及び(b)に定める書面にに基づき行うものとする。

- (a) 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面
- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
  - ロ 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
  - ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面
- (b) 規程第311条第1項第5号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

## ② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

## ③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。) 甲から当該合意を行ったことについての

書面による報告を受けた日

- ④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。
- a 次の (a) 又は (b) に定める場合に従い、当該 (a) 又は (b) に定める事項に該当すること。
- (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること
- (b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること
- b 当該再建計画に次の (a) 及び (b) に掲げる事項が記載されていること。
- (a) TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと
- (b) 前 a の (a) に規定する見込みがある旨及びその理由又は同 (b) に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の (a) 又は (b) に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日
- (a) TOKYO PRO Market の上場株券等
- (b) 特例第 132 条の規定の適用を受け、速やかに TOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第 3 号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株

式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）

- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯ 全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑰ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき

⑱ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。なお、本発行者情報公表日時点において、J-Adviser契約の解約につながる上記の事象は発生しておりません。

## 5 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結はありません。

## 6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。中間連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては「第6 経理の状況【中間連結財務諸表等】(1)

【中間連結財務諸表】【注記事項】(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載のとおりであります。

### (2) 財政状態の分析 (流動資産)

当中間連結会計期間末における流動資産の残高は372,950千円となり、前連結会計年度末に比べ78,801千円減少いたしました。これは主に現金及び預金が47,350千円、未収入金が46,944千円減少したことによるものであります。

(固定資産)

当中間連結会計期間末における固定資産の残高は418,308千円となり、前連結会計年度末に比べ12,179千円増加いたしました。これは主に保険積立金が6,631千円、長期前払費用が7,248千円増加したことによるものであります。

(流動負債)

当中間連結会計期間末における流動負債の残高は275,165千円となり、前連結会計年度末に比べ23,185千円減少いたしました。これは主に未払費用が25,953千円増加したものの、未払金が65,312千円減少したことによるものであります。

(固定負債)

当中間連結会計期間末における固定負債の残高は243,082千円となり、前連結会計年度末に比べ34,803千円減少いたしました。これは主に社債が9,500千円、長期借入金が28,756千円減少したことによるものであります。

(純資産)

当中間連結会計期間末における純資産は273,010千円となり、前連結会計年度末に比べ8,633千円減少いたしました。これは、親会社株主に帰属する中間純損失8,633千円によるものであります。

(3) 経営成績の分析

「1. 業績等の概要 (1) 業績」をご参照ください。

(4) キャッシュ・フローの状況

「1. 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。



#### 第4【設備の状況】

##### 1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

##### 2【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

## 第5【発行者の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (2023年9月30日)	公表日現在発行数(株) (2023年12月28日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	800,000	600,000	200,000	200,000	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	800,000	600,000	200,000	200,000		—

#### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2023年4月1日～ 2023年9月30日	-	200,000	-	10,000	-	-

#### (6)【大株主の状況】

2023年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く)の総数に対する所有株式数の割合(%)
加藤 義人	愛知県あま市	199,900	99.95
株式会社HY	大阪市阿倍野区美草園2-13-1	100	0.05
計	—	200,000	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2023年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 200,000	200,000	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	200,000	—	—
総株主の議決権	—	200,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2023年4月	2023年5月	2023年6月	2023年7月	2023年8月	2023年9月
最高 (円)	2,670	—	—	—	—	—
最低 (円)	2,670	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 (TOKYO PRO Market) における取引価格であります。  
2. 2023年5月から2023年9月について、東京証券取引所 (TOKYO PRO Market) における売買実績はありません。

3 【役員状況】

2023年6月30日付発行者情報公表日後、当発行者情報公表日までの役員の異動はありません

## 第6【経理の状況】

### 1. 中間連結財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1999年大蔵省令第24号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間(2023年4月1日から2023年9月30日まで)の中間連結財務諸表について、かがやき監査法人による中間監査を受けております。

【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当中間連結会計期間 (2023年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	286,450	239,099
売掛金	75,188	101,680
貯蔵品	11,784	1,512
未収入金	47,364	420
その他	31,100	30,341
貸倒引当金	△135	△103
流動資産合計	451,752	372,950
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	※ <sub>1</sub> 293,630	※ <sub>1</sub> 296,841
減価償却累計額	△51,938	△59,621
建物及び構築物（純額）	241,691	237,220
リース資産	26,246	26,246
減価償却累計額	△12,402	△14,539
リース資産（純額）	13,844	11,707
その他	※ <sub>1</sub> 70,667	※ <sub>1</sub> 72,219
減価償却累計額	△47,994	△48,652
その他（純額）	22,672	23,566
有形固定資産合計	278,209	272,494
無形固定資産		
ソフトウェア	1,920	1,553
無形固定資産合計	1,920	1,553
投資その他の資産		
保険積立金	46,665	53,297
長期前払費用	32,639	39,887
繰延税金資産	22,374	26,737
その他	24,320	24,338
投資その他の資産合計	125,999	144,260
固定資産合計	406,128	418,308
資産合計	857,881	791,259

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当中間連結会計期間 (2023年9月30日)
負債の部		
流動負債		
1年内償還予定の社債	17,000	18,000
1年内返済予定の長期借入金	52,298	55,774
未払金	77,095	11,783
未払費用	111,810	137,764
未払法人税等	2,383	-
その他	37,762	51,844
流動負債合計	298,351	275,165
固定負債		
社債	19,500	10,000
長期借入金	158,861	130,105
リース債務	10,434	8,996
役員退職慰労引当金	28,625	31,970
資産除去債務	60,465	62,010
固定負債合計	277,885	243,082
負債合計	576,237	518,248
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
利益剰余金	271,644	263,010
株主資本合計	281,644	273,010
純資産合計	281,644	273,010
負債純資産合計	857,881	791,259

② 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
売上高	1,012,671
売上原価	914,995
売上総利益	97,675
販売費及び一般管理費	※2 108,482
営業損失(△)	△10,806
営業外収益	
設備賃貸料	172
受取手数料	54
その他	91
営業外収益合計	318
営業外費用	
支払利息	722
補助金返還額	621
障害者雇用納付金	1,700
その他	91
営業外費用合計	3,135
経常損失(△)	△13,623
特別利益	
固定資産売却益	※3 627
特別利益合計	627
税金等調整前当期純損失(△)	△12,996
法人税等	※4 △4,362
中間純損失(△)	△8,633
非支配株主に帰属する中間純損失(△)	-
親会社株主に帰属する中間純損失(△)	△8,633

## 【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
中間純損失(△)	△8,633
中間包括利益	△8,633
(内訳)	
親会社株主に係る中間包括利益	△8,633
非支配株主に係る中間包括利益	-



③【中間連結株主資本等変動計算書】

当中間連結会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本			純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	10,000	271,644	281,644	281,644
当中間期変動額				
親会社株主に帰属する 中間純損失（△）		△8,633	△8,633	△8,633
当中間期変動額合計	-	△8,633	△8,633	△8,633
当中間期末残高	10,000	263,010	273,010	273,010

## ④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純損失(△)	△12,996
減価償却費	14,800
長期前払費用償却額	9,672
売上債権の増減額(△は増加)	△26,492
たな卸資産の増減額(△は増加)	10,271
未払金の増減額(△は減少)	△11,283
未払費用の増減額(△は減少)	25,954
預り金の増減額(△は減少)	18,348
その他	△5,367
小計	22,909
利息及び配当金の受取額	1
利息の支払額	△777
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	2,551
補助金の受取額	47,250
営業活動によるキャッシュ・フロー	71,934
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△57,136
長期前払費用の取得による支出	△20,685
その他	△5,419
投資活動によるキャッシュ・フロー	△83,241
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△25,280
社債の償還による支出	△8,500
その他	△2,263
財務活動によるキャッシュ・フロー	△36,043
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△47,350
現金及び現金同等物の期首残高	286,450
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 239,099

## 【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

株式会社はな保育

### 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

### 3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間会計期間の末日は、中間連結決算日と一致しております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに 2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8～47年

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備えて、役員退職金規程に基づく中間連結会計期間末要支給額を計上しております。

#### (4) 重要な収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、以下のとおりであります。

主に自治体との契約等に基づき契約期間において保育園等の運営を行うことにより、一定の委託費の収入を得ております。当該委託費については、自治体との契約等により定められた期間において、園児数、保育士数などの一定の要件に応じた保育園等の運営を行うことにより履行義務が充足されることとなりますので、契約期間にわたり収益を認識しております。

また、一部の売上については保護者との契約により園児等への保育サービスを提供するこ

とにより収入を得ております。当該収益については、一定期間園児等を預かり、その期間内に一定の保育サービスを提供することで履行義務が充足されることとなります。保育サービスは、主に保育時間、食事等のサービスの提供を元に収益額が計算されます。サービスの提供に応じて履行義務が充足されますが、主に計算期間の単位を1ヶ月とし、月単位で収益を認識しております。

(5) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。なお、固定資産に係る控除対象外消費税等は、長期前払費用として計上し、5年間で均等償却を行っております。

(中間連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用)

(税金費用の計算)

税金費用については、当中間連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積もり、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 固定資産の圧縮記帳

国庫補助金等の受入れにより有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額及びその内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当中間連結会計期間 (2023年9月30日)
建物及び構築物	391,019千円	391,019千円
その他	21,326	21,326
計	412,346	412,346

※2 当座貸越契約

当社グループにおいては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当中間連結会計期間 (2023年9月30日)
当座貸越極度額	30,000千円	60,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	30,000	60,000

(中間連結損益計算書関係)

※1 当社グループの主要事業である保育事業は利用者の入所時期の特性から4月の利用者が最も少なく次第に増加する傾向にあり、売上も同様の推移になるため、上半期と下半期の業績に季節的変動があります。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
役員報酬	20,142千円
従業員給料	24,680
支払手数料	23,303

※3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
その他	627千円

※4 税金費用については、簡便法による税効果会計を適用しているため、法人税等調整額は法人税等に含めて表示しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計期間末 株式数
普通株式(株)	200,000	-	-	200,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係  
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表の現金及び預金勘定の金額は一致しております。

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

主として、保育事業における厨房機器であります。

② リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:千円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当中間連結会計期間 (2023年9月30日)
1年内	1,566	1,497
1年超	2,699	2,191
合計	4,266	3,688

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度 (2023年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 社債			
1年内償還予定の社債	17,000		
社債	19,500		
社債合計	36,500	36,287	△212
(2) 長期借入金			
1年内返済予定の長期借入金	52,298		
長期借入金	158,861		
長期借入金合計	211,159	210,354	△804
(3) リース債務			
リース債務 (流動負債)	4,069		
リース債務 (固定負債)	10,434		
リース債務合計	14,504	14,003	△500
負債計	262,163	260,645	△1,517

(\*) 「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当中間連結会計期間 (2023年9月30日)

	中間連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 社債			
1年内償還予定の社債	18,000		
社債	10,000		
社債合計	28,000	27,866	△133
(2) 長期借入金			
1年内返済予定の長期借入金	55,774		
長期借入金	130,105		
長期借入金合計	185,879	185,303	△575
(3) リース債務			
リース債務 (流動負債)	3,243		
リース債務 (固定負債)	8,996		
リース債務合計	12,240	11,844	△395
負債計	226,119	225,015	△1,104

(\*) 「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「未払金」、「未払費用」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当する金融商品はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2023年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	-	36,287	-	36,287
長期借入金	-	210,354	-	210,354
リース債務	-	14,003	-	14,003
負債計	-	260,645	-	260,645

当中間連結会計期間（2023年9月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	-	27,866	-	27,866
長期借入金	-	185,303	-	185,303
リース債務	-	11,844	-	11,844
負債計	-	225,015	-	225,015

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金及び社債、並びにリース債務

これらの時価の算定は、元利金の合計額を、同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。



(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上しているもの  
当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2022年10月4日 至 2023年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
期首残高	57,541千円	60,465千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	4,783	1,393
時の経過による調整額	118	152
資産除去債務の履行による減少額	△1,978	-
期末残高	60,465	62,010

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、保育事業の単一セグメントであり、その売上高は顧客との契約から生じる収益であります。顧客との契約から生じる収益の区分は概ね単一であることから、収益を分解した情報の重要性が乏しいため注記の記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間連結会計期間末において存在する顧客との契約から当中間連結会計期間末以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産の残高は以下の通りであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度	当中間連結会計期間
顧客との契約から生じた債権（期首残高） 売掛金	55,053	75,188
顧客との契約から生じた債権（期末残高） 売掛金	75,188	101,680

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

**【セグメント情報】**

当社グループは、保育事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

**【関連情報】**

当中間連結会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社グループは、保育事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
名古屋市	371,240	保育事業
一宮市	101,824	保育事業

**【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】**

当社グループは、保育事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

**【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】**

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】**

該当事項はありません。

**【関連当事者情報】**

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当中間連結会計期間 (2023年9月30日)
1株当たり純資産額	1,408.22円	1,365.05円

1株当たり中間純損失(△)及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
1株当たり中間純損失(△)	△43.16円
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する中間純損失(△) (千円)	△8,633
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 中間純損失(△)(千円)	△8,633
普通株式の期中平均株式数(株)	200,000

(注) 当中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## (2) 【その他】

### (参考情報)

当社は、2022年10月4日に株式移転により株式会社はな保育の完全親会社として設立されました。

なお、株式移転前の保育事業の統括会社であった株式会社はな保育の個別財務諸表が、当社グループの状況をより反映すると考えられるため、参考として株式会社はな保育の2023年3月期中間期（2022年4月1日～2022年9月30日）の中間損益計算書及び中間包括利益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書と、株式会社はなホールディングスの2024年3月期中間期の中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書を記載いたします。

なお、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、株式会社はな保育の2023年3月期中間期（2022年4月1日～2022年9月30日）の中間財務諸表については、かがやき監査法人により中間監査を受けております。また、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、株式会社はなホールディングスの当中間連結会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の中間連結財務諸表については、かがやき監査法人による中間監査を受けております。

## ①【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

## 【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
売上高	794,549	1,012,671
売上原価	725,288	914,995
売上総利益	69,261	97,675
販売費及び一般管理費	83,833	108,482
営業損失(△)	△14,571	△10,806
営業外収益		
助成金収入	69	-
設備賃貸料	-	172
受取手数料	69	54
その他	42	91
営業外収益合計	180	318
営業外費用		
支払利息	809	722
補助金返還額	760	621
障害者雇用納付金	650	1,700
その他	136	91
営業外費用合計	2,356	3,135
経常損失(△)	△16,747	△13,623
特別利益		
固定資産売却益	-	627
特別利益合計	-	627
特別損失		
店舗閉鎖損失	2,030	-
特別損失合計	2,030	-
税金等調整前中間純損失(△)	△18,778	△12,996
法人税等	△6,304	△4,362
中間純損失(△)	△12,473	△8,633
非支配株主に帰属する中間純損失(△)	-	-
親会社株主に帰属する中間純損失(△)	△12,473	△8,633

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
中間純損失(△)	△12,473	△8,633
中間包括利益	△12,473	△8,633
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	△12,473	△8,633
非支配株主に係る中間包括利益	-	-

②【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 2022 年 4 月 1 日 至 2022 年 9 月 30 日）

（単位：千円）

	株主資本			純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	10,000	235,674	245,674	245,674
当中間期変動額				
親会社株主に帰属する 中間純損失（△）		△12,473	△12,473	△12,473
当中間期変動額合計	-	△12,473	△12,473	△12,473
当中間期末残高	10,000	223,200	233,200	233,200

当中間連結会計期間（自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日）

（単位：千円）

	株主資本			純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	10,000	271,644	281,644	281,644
当中間期変動額				
親会社株主に帰属する 中間純損失（△）		△8,633	△8,633	△8,633
当中間期変動額合計	-	△8,633	△8,633	△8,633
当中間期末残高	10,000	263,010	273,010	273,010

③【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純損失(△)	△18,778	△12,996
減価償却費	13,364	14,800
長期前払費用償却額	8,457	9,672
売上債権の増減額(△は増加)	4,462	△26,492
たな卸資産の増減額(△は増加)	8,278	10,271
未払金の増減額(△は減少)	△14,294	△11,283
未払費用の増減額(△は減少)	2,443	25,954
預り金の増減額(△は減少)	2,708	18,348
その他	6,198	△5,367
小計	12,840	22,909
利息及び配当金の受取額	1	1
利息の支払額	△962	△777
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	△35,049	2,551
補助金の受取額	47,250	47,250
営業活動によるキャッシュ・フロー	24,079	71,934
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△3,110	△57,136
長期前払費用の取得による支出	△20,370	△20,685
その他	△5,983	△5,419
投資活動によるキャッシュ・フロー	△29,464	△83,241
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額(△は減少)	△30,000	-
長期借入れによる収入	180,000	-
長期借入金の返済による支出	△65,550	△25,280
社債の償還による支出	△8,500	△8,500
その他	△1,833	△2,263
財務活動によるキャッシュ・フロー	74,116	△36,043
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	68,732	△47,350
現金及び現金同等物の期首残高	226,908	286,450
現金及び現金同等物の中間期末残高	295,641	239,099



## 第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

## 第二部 【特別情報】

### 第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2023年12月22日

株式会社はなホールディングス  
取締役会 御中

かがやき監査法人

名古屋事務所

指定社員

業務執行社員

指定社員

業務執行社員

公認会計士

奥村隆光

公認会計士

牛丸智詞

### 中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社はなホールディングスの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社はなホールディングス及び連結子会社の2023年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不

正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的な手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表

の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上